

平成18年度総会・技術研修会 開催される

■ 総会

平成18年6月7日(水)午後、さいたま市の埼玉教育会館において、平成18年度通常総会が開催されました。

当日は40名の会員の出席がありました。大沢会長が病気療養により欠席したため、小林副会長が議長となり、総会が進められました。

人事異動等による役員の変更に関する事務局報告の後、平成17年度事業の報告が行われ、決算が承認されました。

次に自動車リサイクル法の施行によりカーエアコンのフロン回収体制が整備されたことから、カーエアコン委員会の廃止が提案され、専門委員会の規程改正が承認されました。

その後、改正後の規程に基づき平成18年度事業計画及び予算案が提案、承認され、最後に新役員の選任が行われました。



あいさつする小林副会長

●改正事項

専門委員会のうちカーエアコン委員会の廃止

●新役員

会長	大沢 謙治 (埼玉県冷凍空調工業会)
副会長	小林 熊二 (埼玉県電機商業組合)
常務理事	高橋 和彦 (埼玉県環境部青空再生課)
理事	平沼 一幸 (埼玉県自動車販売店協会)
理事	村田 佳久 (埼玉県冷凍空調工業会)
理事	不死原正文 (太平洋セメント(株))
監事	菅沼 泰男 (株市川環境エンジニアリング)
監事	高木 一 (埼玉県冷凍空調工業会)

■ 技術研修会

総会終了後、有限責任中間法人 オゾン層・気候保護産業協議会事務局長の上村茂弘氏をお招きし、「ノンフロン技術の動向について」と題して、御講演をいただきました。

上村氏からは、家庭用冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍空調機器などの冷媒分野、ウレタンフォーム、発泡ポリスチレンなどの発泡分野、その他エアゾール、洗浄剤など、分野ごとのノンフロン化又はより地球環境への影響の少ないフロンへの最新の転換の状況について説明がありました。最新の製品については、ノンフロン化が進んでいるものの、既使用の製品には、フロンが使われているものが多く、引き続き、フロン回収が重要であることを強調されていました。



技術研修会受講の様子

フロン回収破壊法が改正される

フロン回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）が改正され、平成19年10月1日から施行されます。

改正の概要は次のとおりです。

1 フロン類の回収が必要な場合の拡大

- 業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、フロン類の引渡しを義務化する。

2 業務用冷凍空調機器を整備する際の対策の強化

- 業務用冷凍空調機器を整備する場合についても、フロン類の排出抑制のための必要な措置を講ずることを、事業者及び国民の責務とする。
- 業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業を都道府県知事に登録されたフロン類回収業者に委託しなければならないこととし、フロン類回収業者は、回収基準に従ってフロン類を回収しなければならないこととする。
- 業務用冷凍空調機器の整備の際に回収したフロン類についても、年次報告の対象とする。

3 解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

- 建物解体工事の元請業者は、その建物にフロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果を工事発注者に説明しなければならないものとし、工事発注者はその確認作業に協力しなければならないものとする。

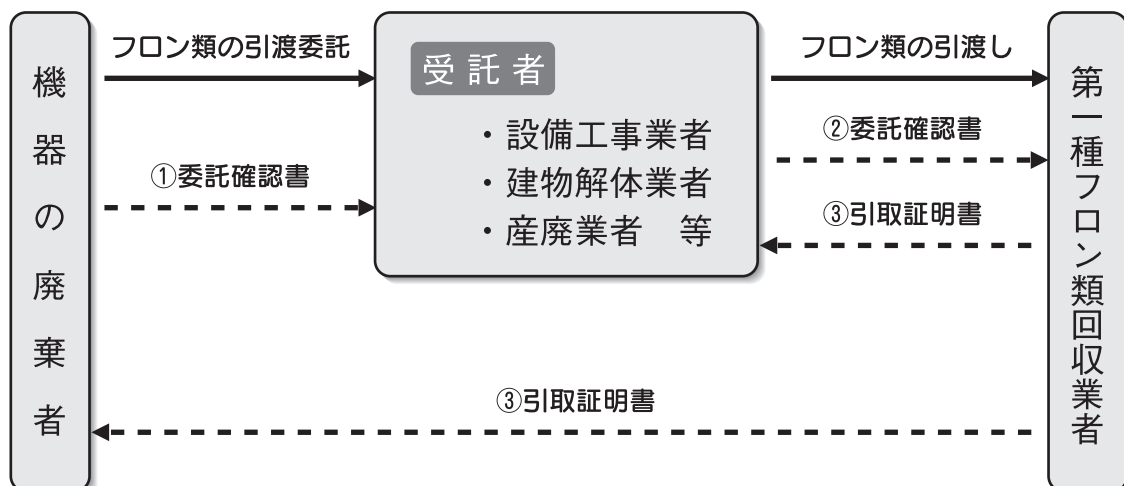
4 フロン類引渡行程管理制度（マニフェスト制度）の創設

- 業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者は、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者に、委託確認書をフロン類回収業者に渡さなければならないこととする。
- フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者及びフロン類引渡業務を受託した者に対し、引取証明書を交付することとする。

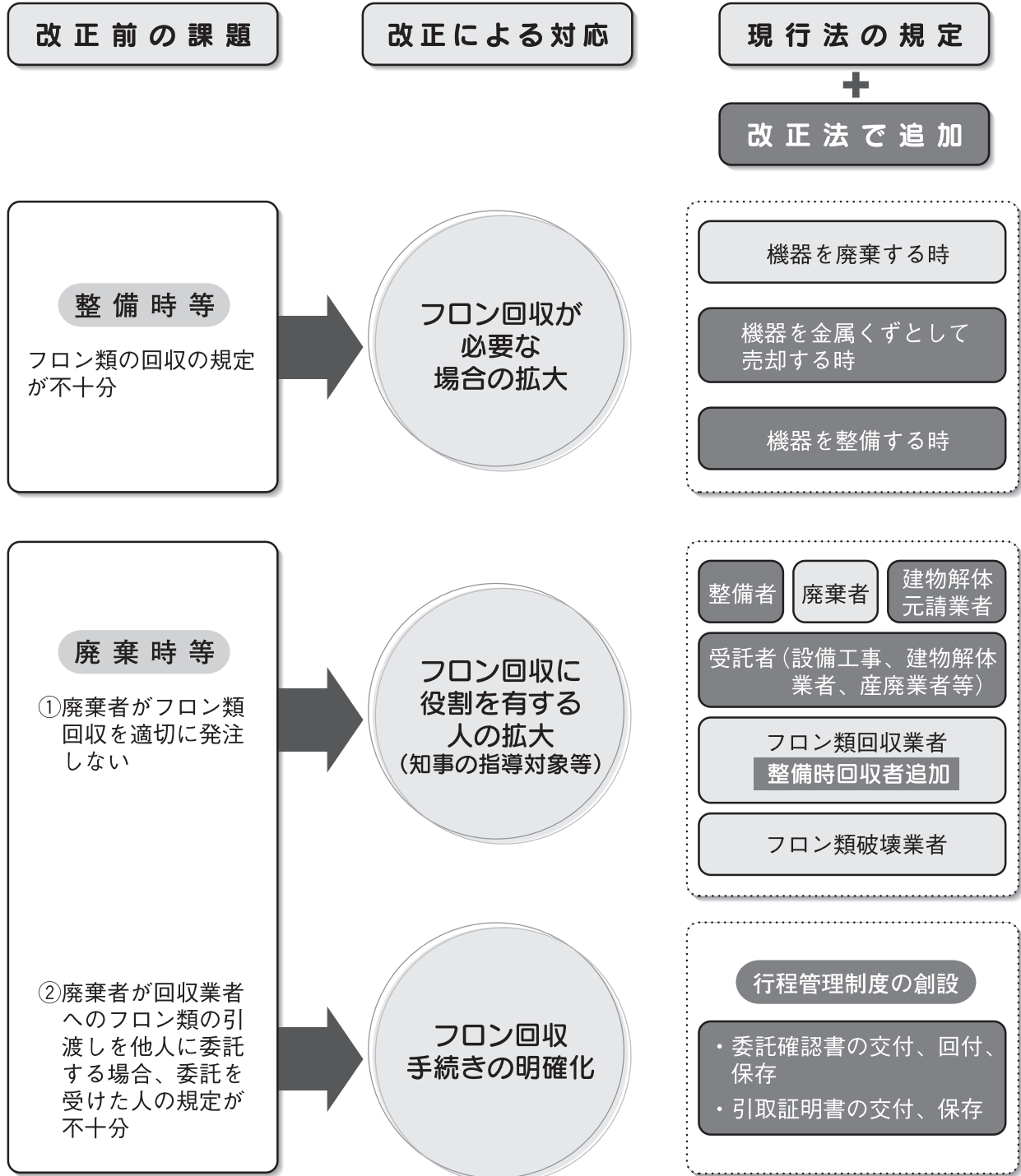
5 担保措置の強化等

- 都道府県知事はフロン類回収業者に加えて、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者など他の義務者に対しても、その義務の履行を担保するために、新たに、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることとする。

<行程管理制度（マニフェスト制度）の概要>



フロン回収破壊法の主な変更点



※平成19年10月1日施行

平成17年度 フロン類の回収状況

フロン回収破壊法に基づく第一種フロン類(業務用冷凍空調機器)の回収状況がまとまりました。回収量は101.3トンと平成16年度とほぼ同じとなっております。

区 分	平成17年度	平成16年度
第一種特定製品の台数	60,590台	56,508台
回収した量	101.3トン	102.0トン
破壊業者に引き渡した量	93.9トン	91.1トン
再利用した量	7.9トン	10.6トン

フロン回収啓発パネルが完成

フロン回収の啓発用展示パネルが完成しました。サイズはA1サイズ(横594mm、縦841mm)で、枚数は6枚(4枚組+2枚)です。2枚は西武ライオンズ球団にご協力いただき、今年ルーキーとして活躍する捕手の炭谷銀仁朗選手を掲載しております。

イベントなどで活用いただくよう会員の皆様に貸し出しますので、希望される場合は事務局までご連絡ください。



啓発パネル (一部)

編集部だより

フロン回収破壊法が改正されました。行程管理制度(マニフェスト制度)の導入や業務用冷凍空調機器の整備の際に回収したフロンの年次報告など、内容も多岐にわたっております。

来年10月の法施行に備え、事務局としても情報提供に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎1階(埼玉県環境部青空再生課内)

TEL: 048-830-2986 FAX: 048-830-4780

メール: a3050-09@pref.saitama.lg.jp

ホームページ: http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BF00/fron/kyougikai_new.html